

令和4年度第1回

三鷹市総合教育会議会議録

令和5年3月27日

令和4年度第1回三鷹市総合教育会議会議録

令和5年3月27日（月）

出席者（6名）

三鷹市長 河村 孝

三鷹市教育委員会

教育長 貝ノ瀬 滋

委員 櫻井 正治

委員 須藤 金一

委員 畑谷 貴美子

委員 松原 拓郎

欠席者（0名）

出席職員

副市長

馬男木 賢一

企画部長

石坂 和也

スポーツと文化部長

大朝 摂子

スポーツと文化部調整担当部長

高松 真也

子ども政策部長

秋山 慎一

子ども政策部調整担当部長

齊藤 真

教育部長

伊藤 幸寛

教育部総合教育政策担当部長

松永 透

教育部総務課長

宮崎 治

教育部指導課長

長谷川 智也

傍聴（5名）

令和4年度第1回三鷹市総合教育会議 次第

令和5年3月27日（月）午後4時29分開議

1 開会

2 議題

(1) 三鷹市の教育に関する大綱の改定について

(2) 三鷹市の教育に関する大綱の基本目標と令和5年度の実施について

3 その他

4 閉会

午後 4時29分 開会

○石坂企画部長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回三鷹市総合教育会議を開催いたします。

本日の司会を務めます、企画部長の石坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴を希望された方が5人ございます。会議は原則公開となっておりますので、既に傍聴席にお座りいただいております。

それでは、河村市長から開会のご挨拶をお願いいたします。

○河村市長 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

総合教育会議というのは、ご承知の方ばかりだと思いますけれども、改めて申し上げさせていただきますと、市長が招集して、教育委員会の教育委員の皆さんといろいろご議論をしながら、学校、家庭、地域とともに、協働による教育行政を推進することを目的としてつくられたものです。きっかけは、私の記憶では、いじめか何かの問題が全国的にいろいろ焦点になる中でつくられているものでありまして、三鷹市に限らず、どこの自治体でも、今、市長を中心とした総合教育会議で、いろいろな調整をしていくということになっていると思っています。

今回は、主な議題といたしましては、三鷹市の教育に関する大綱で掲げる2つの基本目標、すなわち、いきいきと子どもが輝く教育・子育てのまちをつくるということと、創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくるということを掲げているわけですが、令和5年度の三鷹市の取組について報告いたしますとともに、皆様と意見交換をしたいと考えております。教育委員の皆様のいろいろご質疑、それから討論を主体とした会に本日はしたいと考えております。

そういう意味でも、ぜひ忌憚のない意見交換を積極的に行っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○石坂企画部長 市長、ありがとうございました。

続きまして、10月1日より教育委員に就任され、本日、総合教育会議にご出席されます、須藤様より一言ご挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○須藤委員 ただいまご紹介いただきました、昨年10月1日に教育委員に任命されました、須藤金一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単に自己紹介させていただきますと、私は三鷹の新川で農業を営んでおります。生まれも育ちもずっと三鷹市でして、農業を通じて、子どもたちの農作業体験を受け入れたり、また、地域活動として消防団に所属しており、消防団活動の中で子どもたちの消防写真会など、そういった中で子どもたちと関わらせていただいております。

私自身も子どもが3人おまして、市内の学校でお世話になっております。今回、教育委員ということで、保護者の立場でしっかり意見を、こういった場で発言していけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○石坂企画部長 須藤様、ありがとうございました。

これより本日の議題に移らせていただきます。会議に先立ちまして、議事録署名委員の指名をいたします。要綱により、議事録の署名については、市長及び教育長、または、教育委員会委員1人とされております。本日の会議録署名委員は松原委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会議の次第に従いまして、議事進行を進めてまいります。

本日の議題は三鷹市の教育に関する大綱の改定についてと、三鷹市の教育に関する大綱の基本目標と令和5年度の取組についての2点となります。

まず、次第の(1)三鷹市の教育に関する大綱の改定について、私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、資料の3-1をご覧ください。まず、三鷹市の教育に関する大綱の位置づけでございますが、冒頭、市長からも若干ございました、平成26年6月の法改正に基づき、市長が策定することとなったものでございまして、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱といった位置づけでございます。

(3)の第4次三鷹市基本計画第2次改定との関係の、こちら、3段落目ぐらいに記載をしておりますが、大綱の基本理念につきましては、自治基本条例に定める学校と地域との連携協力、基本構想の基本理念でございます平和の希求、人権の尊重、自治の実現を基調といたしまして、全ての子どもの人権の尊重、地域の多様な主体の参加と協働による教育・子ども子育て支援、人間力と社会力を備えた子どもの育成、市民誰もが心豊かな人生をおくるための、生涯学習・スポーツ・芸術文化のまちの実現、こちらの、4点を基本理念としているところでございます。

そして、具体的な取組につきましては、基本計画の該当部分を引用する形としておりまして、基本計画の1つの編として基本計画と整合を図りながら、一体的に策定しているところでございます。

次に、2の改定についてとなります。計画期間につきましては、(1)に記載のとおり、令和4年度までとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、各施策の進捗に遅れが生じていることなどから、第4次基本計画(第2次改定)の目標年次を令和5年度まで1年間延長したところでございます。一体的に策定している大綱の計画期間につきましても、連動いたしまして、令和5年度までとなっております。

また、(2)に記載のとおり、第5次三鷹市基本計画につきましては、令和6年度の策定に向けまして、5年度から準備に着手していきませんが、これまでと同様に、大綱についても基本計画と整合性を図りながら進めていきたいと考えているところでございます。

具体的なスケジュールにつきましては、別紙1をご覧ください。A4横のカラー刷りのものとなっております。真ん中より上の少し右上ぐらい、令和5年12月の欄をご覧ください

たきますと、ブルーで市の最上位計画である三鷹市基本構想、こちらが12月の議案提出を予定しているところでございます。

これに併せまして、下のほうを見ていただきますと、基本計画の1次案を12月に取りまとめまして、2次案を3月に取りまとめる予定です。令和6年6月の確定を目指して策定を進めていくといったスケジュールでございます。令和5年度から基本構想、基本計画、そして教育大綱につきましても、策定を一体的に進めていくといったスケジュール感を想定しているところでございます。

大きな流れについては、以上でございます。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。また、次第の(2)のところで、5年度を取組を申し上げます。また、その中で戻ってご質問いただいても結構でございます。よろしいでしょうか。

続きまして、次第の(2)となります。三鷹市の教育に関する大綱の基本目標と令和5年度を取組についてとなります。お配りしています、資料4を基にご報告をさせていただきます。

資料4は、三鷹市の教育に関する大綱の基本目標と、それに関連する令和5年度の主要な事業の一覧となります。資料のうちの(1)施策の方向、及び(2)目標指標につきましては、第4次三鷹市基本計画(第2次改定)における該当項目を抜粋しております。そして、(3)令和5年度の主な取組につきましては、こちらは令和5年度予算に盛り込んだ内容でございます。各部署ごとに説明させていただきたいと思っております。

まず、初めに、企画部から順に各部からご説明をさせていただきます。

それでは、1ページの企画部からいきますと、(3)のアとなります。人権基本条例(仮称)の制定に向けた取組となります。これまで三鷹市では、基本構想の基本理念に人権の尊重を位置づけ、率先行動に努めてきたところでございます。しかし、時代の経過に伴う人々の暮らしの変化や、新型コロナウイルス感染症の拡大など、人権を取り巻く社会情勢を反映いたしまして、格差や貧困が社会問題化しています。

そこで、1行目に記載してございますが、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、理念と方向性を明確にするため、人権基本条例(仮称)を制定いたします。多様な意見を聞きながら、令和6年3月の制定に向けて取り組みますが、男女及び多様な性、子ども、高齢者、障がい者、外国籍市民など、人権課題は多岐にわたります。理念や責務を包括的に人権基本条例(仮称)に反映した上で、子どもの人権を含めて、個別に権利や義務を規定する場合などは、基本条例とは別に個別の条例を検討することとしております。人権基本条例(仮称)と個別の人権課題への対応をセットで検討を進め、より多くの理解と共感を得られるように取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

次に、4ページをご覧ください。オの妊婦・子育て支援の充実につきましては、令和4年度から先行実施しておりますが、5年度から本格実施となります。こちら、中段に支援の流れを図示しています。保健師等が妊娠届出時などに面談を行い、面談後に各5万円、計10万円のギフトの支給を行うもので、こちらは現金給付ではなく、ウェブサイトアクセスし、希望する育児用品や子育てサービス等を選択して利用する内容となっていると

ころでございます。

私からは以上となります。

○伊藤教育部長 教育部長の伊藤です。引き続き、教育部関係の令和5年度事業についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。3 魅力ある教育の推進、(3) 令和5年度の主な取組のAですけれども、部活動の関係です。学校部活動につきましては、昨年12月に国からガイドラインが示されました。このガイドラインでは、学校と地域が協働融合した形での環境整備を進めることや、生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方などが示されました。

そこで、令和5年度は、ガイドラインを踏まえまして、表題のとおり、部活動指導員の拡充と、新たな地域クラブ活動の試行的な実施に取り組みます。また、学校部活動の在り方につきましては、学校3部制の中ではさらに議論を進める必要がありますので、国や都の動向を注視しつつ、市長部局と連携した検討を進めてまいります。

次に、6ページをお願いいたします。イとウはスクール・コミュニティの実現に向けた取組です。イの地域学校協働活動につきましては、学校の活動・支援に関する組織の設置の推進です。全学園での設置を目指す中で、次年度はおおさわ学園に組織の設置を促進いたします。ウの学校3部制のモデル実施では、引き続きシャッター付きロッカーの整備と、第四中学校の事業支援を行うとともに、第3部のモデル事業として、夜間や休日の学校施設を活用した講座やイベントの実施と検証を行います。こちらは新規事業となります。

次に、7ページをお願いいたします。エは、小・中一貫カリキュラムの改訂です。「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的推進に向けて、小・中一貫カリキュラムの改訂を行うものです。委員として参画いただく学識経験者の助言もいただきながら、各教科等の分科会を設置し、検討を進め、年度内の改訂を目指します。

次に、オからキは教育支援の関係です。オの総合教育相談室の体制強化は、教育相談員と教育相談専門員を増員するもので、教育相談の充実や発達検査の迅速化、連携支援体制の強化を図ります。カは長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援の在り方を検討するため、研究会を設置するものです。令和3年度における市内小・中学校の不登校の数は、小学校60人、中学校68人で、東京都の平均と比較しますと、小学校では約2分の1、中学校では約3分の1と、都の平均からすれば低い状況ではありますが、三鷹市でも近年増加傾向にあります。研究会の構成は学識経験者、小・中学校関係者、保護者代表等を予定しておりまして、個別の支援ニーズの実態把握と分析、既存施策の検証や不登校特例校などを含めた新たな取組の検討等を行う予定です。

キは、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援です。行き帰りのスクールバス乗車時も含めた切れ目ない支援を行うため、国の補助金を活用しながら支援員を拡充するものです。

8ページをお願いいたします。4 安全で開かれた学校環境の整備です。ここからはハード系となります。アは、学校施設の大規模改修工事の実施です。市が令和4年12月に策定した「新都市再生ビジョン」に基づきまして、学校施設の計画的な改修、建て替えに

取り組むものです。令和5年度は記載のとおりの大規模改修工事等に取り組めます。

イですけれども、学校空調設備の計画的な更新と給食室の空調設備の整備です。次ページにまたがっていますけれども、給食室につきましては、特に夏場の熱中症対策から空調設備の整備が課題となっていました。リース方式を採用することによりまして、未設置校全校への整備を令和5年度に行います。

私からの最後、ウですけれども、学校トイレの改修工事の実施です。子どもたちはもとより、災害発生時に避難所となる学校施設のトイレの洋式化は早期整備が課題でした。そこで、給水管の更新等が不要な箇所については、便器のみを交換する方式も採用しながら迅速化を図り、令和7年度の完了に向けて、計画的な改修を進めてまいります。

教育部からは以上です。

○秋山子ども政策部長 子ども政策部長の秋山でございます。

続きまして、子ども政策部の主な取組についてご説明をいたします。子ども政策部関係の施策につきましては、1ページの基本目標の1、いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくるに位置づけられているところですが、初めに、1の子どもの人権の尊重に関連いたしまして、ページ下段のイ、ヤングケアラー支援に向けた取組からご説明をさせていただきます。

ヤングケアラーに関しましては、ここ一、二年で社会的な認知が進み、大きな課題であると認識をしています。令和5年度は、庁内における職員の理解の促進と連携体制の明確化を図り、支援が必要なヤングケアラーの把握に努めるとともに、既存のネットワーク、具体的には、三鷹市子ども家庭支援ネットワークを活用した支援体制の充実に取り組んでまいります。

子ども家庭支援ネットワークの調整機関である子ども家庭支援センターりぼんが中心となりまして、支援が必要なケースを把握の上、関係機関と連携しながら支援方針に基づき、必要な支援やサービスの提供を行うこととしています。

次に、2ページの2、子育て支援の充実にあります、下段のア、保育施設における医療的ケア児支援の拡充です。保育施設における医療的ケアの必要なお子さんの受入れは令和2年度から実施をしておりますけれども、現在、対象としている3つのケア、具体的には、経管栄養、導尿、インスリン注射となりますけれども、これらに加えまして、たんの吸引についても、新たに受入れの対象とすることといたしました。

また、受入れ施設につきましては、これまで公私連携型保育園3施設、公設公営保育園1施設となっていますが、令和5年度からは、公設公営保育園を1施設、市立の中原保育園ですけれども、こちらを拡充することとしています。

3ページをご覧ください。ページ上段のイ、多世代交流パートナー等との協働による子ども・若者支援の推進です。様々な課題や困難を抱える子どもや若者が安心して過ごせる居場所を増やし、多世代交流センターの利用をきっかけに必要な支援を行い、社会参加へつなげていくことを目的といたしまして、将来的な若者支援ネットワークの形成を見据えた支援事業の拡充や、庁内、そして地域との連携強化に向けた取組を進めてまいります。

令和5年度は、多世代交流センターの事業に協力をいただいている多世代交流パートナー、こちらは主に近隣町会や施設を利用している自主サークル、ボランティア団体など、地域の方々となりますけれども、こうした方々と連携をいたしまして、自立支援につながるイベントを開催するとともに、支援者向けのワークショップなどの開催を予定しています。

その下のウ、学童保育所待機児童ゼロの継続に向けた取組です。国の基準に基づく令和4年4月の学童保育所の待機児童はゼロとなりましたが、引き続き、待機児童ゼロの状態を継続するため、令和5年度は、大沢台小学校、北野小学校の2校におきまして、新たに学童保育所分室を開設し、定員の拡充を図ります。

その下のエ、地域子どもクラブ事業の拡充です。地域子どもクラブの毎日実施につきましては、令和3年度に第六小学校で開始し、令和4年度には、第三小学校、井口小学校で取組を始めましたが、令和5年度からは、新たに第五小学校、南浦小学校、中原小学校の3校で、毎日実施に移行いたします。

実施に当たりましては、これまで活動してきた各校の地域子どもクラブ実施委員会とともに、一部民間事業者への業務委託も取り入れながら、子どもたちの安全で安心な放課後の居場所づくりを推進してまいります。また、第二小学校、第四小学校、大沢台小学校、羽沢小学校では、将来的な毎日実施を見据えまして、内容や実施日数の拡充を行います。

令和5年度の子ども政策部の主な事業については、以上でございます。

○大朝スポーツと文化部長 では、スポーツと文化部からご説明をさせていただきます。10ページをご覧くださいと思います。

基本目標の2、創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくるの内容につきまして、私と高松調整担当部長から分担をして説明をさせていただきます。

10ページ下段の市民スポーツ活動の推進でございます。令和5年度の主な取組につきましては、11ページの(3)になります。市民スポーツ活動の推進につきまして、令和5年度の主な取組としては、大きく2つの事業をここに掲げさせていただきます。

1つ目は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等のレガシー事業の実施でございます。この中で、まずは、子どもたちの感動体験を1つの目標としているところでございますが、三鷹市ゆかりのアスリートによるバレーボール等の競技体験や車いすバスケットボールなどのパラリンピック競技の体験など、三鷹の子どもたちが実際にアスリートとともに競技に触れられる事業を実施する予定でございます。

また、令和5年度は、ラグビーワールドカップの開催年でございます。こちらも東京パラリンピックをきっかけとして、ホストタウンとなりました、チリ共和国代表と日本代表との試合が予定をされていることから、そのパブリックビューイングですとか、東京都による新たなレガシー事業として、多摩自転車ロードレースが来年度よりスタートいたしますので、これらのトップレベルの競技の観戦につきましても、子どもたちを含む市民の皆さんに提供することを予定しております。

また、2つ目の柱は、11ページ下段のイでございますが、心と体の健康都市づくりの推進です。市民の継続的な運動習慣を支援する取組を、スポーツと文化財団や市内近隣の

大学等との連携により進めてまいります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。少し具体的な項目が12ページに記載してございますけれども、スマートフォンアプリを活用したライニングやウォーキングイベントの実施、そして、子ども向けのプログラムでのみたかダンスの実施などに加えまして、運動に苦手意識がある子ども向けの運動教室を新たに実施する予定であります。

3番目の芸術文化のまちづくりの推進につきましては、生涯学習課長を兼ねております、高松調整担当部長よりご説明申し上げます。

○高松スポーツと文化部調整担当部長 では、引き続き、スポーツと文化部の取組について、ご説明申し上げます。

12ページの3番、芸術・文化のまちづくりの推進の(3)令和5年度の主な取組として、3点ご説明申し上げます。

まず、アとして、吉村昭書斎(仮称)の整備についてでございます。長年、三鷹市井の頭にお住まいになりまして、多くの代表作を三鷹で執筆された、故・吉村昭氏の顕彰を目的としまして、同氏が執筆活動を行っていた書斎、建物を移築、再現するとともに、展示機能を付加しまして、同氏の顕彰事業の発信の場として整備をするものでございます。

施設概要等、記載のとおりでございますけれども、所在地、整備地は、井の頭公園駅から程近い、京王井の頭線の線路沿いの場所となっております。昨年12月から移築整備工事を進めておりまして、令和5年度も引き続きクラウドファンディングを実施しまして、財源の確保と併せまして、魅力の発信、情報の発信を行いまして、開館に向けて機運を高めていきたいと考えております。

続きまして、13ページのイです。三鷹こ線人道橋の一部保存に向けた検討と調査の実施でございます。三鷹こ線人道橋につきましては老朽化が進んでおりまして、JR東日本において撤去する方向性が示されております。

令和5年度には、この場所を好んだ太幸治ゆかりの遺構として、三鷹こ線人道橋の階段や橋桁の一部を保存、活用する方法について、JR東日本とも協議をしながら調査、検討を行ってまいります。また、多くの市民に親しまれている風景等を後世に継承するために、令和3年度、4年度の建造物の記録保存としての歴史、資料調査、また、映像、画像記録の作成等に引き続きまして、調査の内容を取りまとめた報告書の作成や3D計測データを基に、スマートフォン等で閲覧できるAR(拡張現実)コンテンツの作成など、三鷹こ線人道橋の記憶と記録を残す取組を進めることとしております。

最後に、ウ、三鷹まるごと博物館事業の実施でございます。三鷹市では、三鷹の街並み全体を博物館に見立てまして、地域の歴史や文化などをより深く学ぶための三鷹まるごと博物館事業を展開しております。令和5年度には、三鷹まるごと博物館かるたの作成を行うとともに、かるたの題材となった市内の文化財や見どころのうち、3箇所程度に解説文や読み句を刻んだかるた標識を設置しまして、みどころのご案内を行ってまいります。

また、市民センター、中庭に設置しております、御鷹場標石につきましては、基礎部分を補強、土盛りし、江戸時代の設置当時にあったとされます塚をイメージさせる状況に復元

することによりまして、三鷹市の地名の由来を伝える指定文化財として広くアピールしていきたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○石坂企画部長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、教育部のみの事業ではなくて、市長部局の子ども・子育て支援、まさに生涯学習、生涯スポーツ、文化振興とかなり幅広い分野を網羅的にご説明させていただきました。

冒頭、市長がご挨拶で申し上げましたが、この総合教育会議は市長と教育委員の方と議論の場といったところでございます。今の説明を踏まえまして、今後の取組の方向性、事業の在り方等について皆様からご意見をいただき、議論をしたいと思っているところでございます。

ご質問も含めて、ざっくばらんにご議論いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。畑谷委員、どうですか。

○畑谷委員　最初に2点ほどお聞きしたいと思います。

6ページのスクール・コミュニティの実現に向けての(2)の多様で豊かな「新しい放課後」の創造に向けた取組ということで、この取組は来年度でもう3年目になりますか。

「みたかジュニアビレッジ事業」ですけれども、ただいま第四中学校で実施されているということなんですけれども、毎年、第四中学校での実施だったと思います。引き続きということで、前年度にお聞きしたときにもそのように聞いた記憶がございます。

それで、これは今やっている事業を引き続き支援して、放課後の充実を図っていくというのは分かるんです。第四中学校でとても成果があって、子どもたちも生き生きしてやっているという事業報告を聞かせていただいているんですけど、その事業を、同じものでないにしても、「みたかジュニアビレッジ事業」をほかの6つの中学校に放課後事業として移行するという取組があるのかどうかということをお聞きさせていただきたいと思います。

それと、(3)の第3部におけるモデル事業の実施ということで、学校の夜間、休日を利用して講座、イベントの実施をするというお話を伺いましたけれども、これは三鷹市が主催して市民向けの事業、料理教室だったり絵画教室の講座とかイベントなどを年4回行うのか、それとも学校施設を利用して、地域の方々や、それに関心のある人たちが講座とか教室、イベントを実施するために学校を使ってやってくださいというのか、この文面だけでは、私には分からなかったんですけど、もし学校の施設を利用して、地域向けの事業を地域の人間がするという場合、それが無償でないと駄目なのか、有償でもいいのかとか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○松永教育部総合教育政策担当部長　ただいまご質問いただいたことについて2点、お答えいたします。

1点目、「みたかジュニアビレッジ事業」についてということですが、これは3年間の時

限つきということで、今、第四中学校で実施しており、2年目がこの3月で終わって来年度が最終年度になります。こちらについては、3年間で自走というか、自分たちのところで自立して動けるようにということで、今、予定をしているところです。今年、サツマイモの採れがよかったですけれども、途中で霜害にあたりということもあって、なかなか思うように行かなかったところもあったんですけれども、あと1年間、令和5年度までということで実施をします。

その後は、今、まちラボみたかという団体が支えていただいているんですけれども、そちらのほうで、自走ができる形で子どもたちの新しい放課後づくりということでやっただくという予定になっています。

この事業の横展開に関しては、当然考えているところではあるんですけれども、お支えいただく、主にやっていただく団体が、これをやっていきたいんだと言ったところで、かなりエネルギーをかけて今、取り組んでいただいているところもありまして、全く同じことが他の学校でも実際できるかどうかというのは、来年度、3年間で自走ができるのかというようなところ、実証を踏まえた上で検討していくということになっております。

それから、2点目の第3部のモデル事業のことですけれども、こちらも現在、どのようなことがしたいかといったことで、市民の皆さんにアンケートを取らせていただきました。今年度実施したアンケート結果を踏まえて、具体的な内容について、今、検討を進めているところです。実施主体につきましては、市が主催するという形のことも考えられますけれども、市民の皆さんと意見を聞きながら、どういう形で進めていきたいかというようなことも含めて検討していきながら、教育部だけではなくて、スポーツと文化部のほうとも調整させていただく中で、方法についても、これからということになるかなと思っております。

参加費の徴収の可否については、基本的には今の段階では、まだどういうことが必要になってくるのかということを確認している段階、また、いわゆる学校の目的外利用のところのできる、できないことというのが規則の中にありますので、検討を今しているところです。

以上です。

○畑谷委員 令和5年度中には、年に4回と資料に記載がありますが、そのとおり実施するという事なんですか。

○松永教育部総合教育政策担当部長 そうです。これを行うのは、実際に活動自体の中身もそうなんですけれども、今の学校施設をどのような形で使うことができるのかという動線的なことの部分とか、そういう意味での実験的なものになってくるかと思っておりますけれども、そこで何とか成功した上で、横展開につなげて進めていきたいと考えています。

○畑谷委員 ありがとうございます。

○石坂企画部長 初年度の取組ということでもございますので、いろいろ目的外利用とかのところの制約の中で、どこまでできるかということを見極めながらやっていくというところで、今、松永部長は申し上げたということで、よろしいですか。

○畑谷委員 はい。

○石坂企画部長 ほかはどうでしょうか。

○須藤委員 では、よろしいでしょうか。須藤です。

7ページの教育部の長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援というところなんですが、先ほどご説明いただいた中で、近年、三鷹市でも不登校、また、長期欠席の生徒が増えているということなんですが、コミュニティ・スクールの長所というのは、三鷹の場合、小・中との交流を通して、特に中1ギャップとかそういったものが少ないということで、ずっと低い人数の不登校状況にあったというのを私は記憶していたんですが、コロナ禍で、特に小・中の交流とか小学校同士の交流とか、そういったものをはじめ、また、地域のお祭りとかそういったイベントもほとんど開催されていなかったと認識しています。

そういった中で、子どもたちにとっても心を開放するような機会というのは非常に、この3年間、なかなか得られなかったのかなととても感じています。これからアフターコロナの世の中になっていきますが、こういったような、実際に今、多くの子どもたちが、三鷹市でもこういった不登校状況にあるということで、ぜひこういった研究会での取組を通して、コミュニティ・スクールとの関わりの中でも検証していただいて、コロナ禍前のような交流がまたできれば、もしかしたらそういった生徒も減ってくるのかもしれないし、そういったところはしっかり検証していただくとともに、実際に今、支援の必要な生徒たちに対しては、教育部、また、市長部局もぜひ協力していただいて、1人でも少なく、そういった生徒を出さないようにしていただけたらと思います。

○貝ノ瀬教育長 ご指摘のとおりでして、総体的には、確かに経年で見ますと増えているんです。他市や東京都、国の水準からいくと少ないことは少ないんですけど、しかし、経年で言うと少しずつ増えてきていますので、これはやはり対策が必要です。人数にしても、いわゆる不登校児童・生徒というのは、30日の期間、休んだ子についてということで、そういう定義があるわけですけども、長期欠席という、つまり断続的に30日間ではないですけど、途中では出てきたりはしますけれども、しかし、トータルでいくと、もう相当な日数、ほぼ1年近く休んでいる子もいるんです。これを長期欠席と言っているんですが、そういう子たちにも視点を当てると、先生方も相当、学校でも努力をしてくれてはいますが、もっと手だてがないものかということです。ICTの活用とか、そういうことでもやってはいますけれど、しかし、もっと実効性のある手当ての仕方がないかということで研究会を持ちたいということです。

東京都が市区町村と実施する仮想空間上での不登校支援の検証も、残念ながら、三鷹は

対象になっていないんですけど、実施予定の自治体にもコンタクトをして、三鷹市でも勉強させてもらいたいということで関わりを持つとか、それから、あと、学校3部制というと、これは市長のほうからもご指導があったんですけども、いわゆる第1部の学校教育のところ、なかなかついて行かれないという子が、いわゆる学校嫌いということになるわけですけども、そういう第1部のところで、なかなか学校に足が向かない子たちは、せめて例えば第2部のところ、いわゆる放課後の子どもの居場所のところ、先ほどのサツマイモの栽培とかなんかにありましたように、自然体験とか、それから社会体験、様々なそういう、いろいろなほかの学校の先生以外の多様な人たちとの交流とか学びということで刺激を受けて、足を向けてくれるきっかけになってくるんじゃないかということも期待されるということで、そういう意味で、第1部には行けなくても第2部には出席して、それを機会に、第1部のほうのいわゆる教科の学習や教育活動にも入っていけると、そういうことが展開されると大変望ましいなという意味でも、学校3部制の意義があるのではないかと思います。

そういった様々な取組をしっかりとやっていきたいということで、理論的な面での整理もしつかりやっていくということで研究会を持たせていただいて、改善に生かしていきたいということが、この研究会設置の思い、趣旨ということになります。

○石坂企画部長 ありがとうございます。今、不登校に絡めて、学校3部制のお話がありました。市長、不登校以外も含めて、2部とか3部のお話、学校3部制についてありますでしょうか。

○河村市長 私は、子どもたちにとっては、学校3部制というのは面白い展開だと思っているんですけども、自分が学校に行き、その後も同じ学校で放課後を過ごすというのは、結構苦痛の部分もあるんじゃないかと。教育委員会とはちょっと違うスタンスなんですよね。

優等生の子は第1部ですごく活躍して、昔だったら地域の中に帰って、ガキ大将がいるとか、あるいは違う才能を伸ばせるというのがあって、自分自身を活躍できる場所があったと思うんですけど、そこはどういうふうに展開すればいいのかなというのが、これからの議論になってくると思うんです。

畑谷さんも質問されていましたが、今、学校3部制もそうですし、スクール・コミュニティの問題も確実、全部固まっている展開じゃないんですよね。いろいろ試験的にやりながら柔軟に対応していこうと思っています。それで、予算の問題ももちろんあるので、全部有償でとか無償でとかいうことで展開するのは、まだ市政としてもどこまでできるかというのは、これから年度が明けて、選挙後の話になると思いますが、また教育長ともよく協議しながら、線引きを、役割分担等も含めて考えていきたいなと思っているわけです。

不登校とか長期欠席の問題というのは、これも、今の問題と、教育長がお話しになったように非常に密接に関わる問題で、評価基準が、学校の場所、第1部だけの問題じゃなく

て、もう少し多様性を持って対応できることになって初めて、ひょっとしたら、学校の授業は、ある意味長期欠席だけど、放課後は出てこられる、そういう可能性もあるんじゃないかなと。一元的にこの基準でどうのこうのというだけの問題じゃなくなってくるはずだと。少なくとも21世紀の後半になってくれば、学校中心から、ひょっとしたら、子どもたちにとって第2部のところの役割というのが、ひょっとしたらですよ、大きくなって、多様性の象徴になるんじゃないか。つまり、日本の教育にとって、三鷹の教育だけの話ではなくて、ここの役割が、私立とも違うし、これまでの、昔、よく言われましたよね。受験中心のマスプロ教育、とは違う事例をつくり出すかもしれない。そのぐらいのつもりで、しっかりと対応していきたいし、なるべく早めに、モデル校的なものをどこか目に見える形で展開していきたいなという気持ちでいます。

○石坂企画部長　ありがとうございます。須藤委員、いかがでしょうか。不登校の話から、少し3部制のところを広がりがある議論になったところでございますが、3部制も含めて何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○河村市長　一方的に説明した後に、急にこの資料を見てご質問というのはなかなか難しいですから、感想、質問、何でもいいです。

○松原委員　よろしいですか。

○石坂企画部長　どうぞ。

○松原委員　今、不登校の研究会のお話があったので、そちらを少し広げた形でご質問していきたいと思えます。

第4次基本計画、従前の計画の中では、A-Roomの話が書かれていまして、実際、今、実施されています。私自身も、昨年度、見学に行って、その実施状況であるとか、実際に、そこでスタッフの方の状況とかを直接確認してきてということをやってきましたけれども、そこではいろいろな課題が、熱心に取り組んで積み重ねられている実績とともに課題もあるなということを感じました。

A-Roomは頑張っていますが、地域的な問題でA-Room、例えば大沢のほうから行けるのかといったら、自転車通学はできないので、行けるかといったらなかなか行けないであるとか、または、そもそも人員配置的、スタッフ的な問題であるとか、そういったところが実際にはお聞きするわけです。

私は研究会の設置自体は、大賛成です。きちんとこういったものを位置づけるということ自体が市民に対するメッセージになるということで大賛成なんですけれども、理論的な研究とかということに加えて、今やっている政策であるとか、またはデータ収集とかというものが、どれだけ実態を反映していて、または改善の余地がないかということについても、政策の中にきちんと盛り組んでいくということは、それは非常に大事なことなんだろう

うと思います。

具体的には、さっき言ったように、A-Roomをせっかくやっているの、A-Roomの検証というものは、これは基本計画の中にあるものですから、それはきちんとやらなければいけないだろうということが1点です。

それから、これは不登校の個別の支援ニーズの研究というような趣旨でお書きになっていますけども、当然これ、恐らく原因分析についてもされるんだと思うんですが、以前の教育委員会の中でも議論があったんですけども、不登校の統計を取るときに、例えば不登校の原因について、人間関係とかいじめとか教員との関係とか、その統計をどういうふうにとっているかといったら、これは担任の先生の判断ベースで取っているというようなお話なんです。

では、果たしてそれがきちんと原因を正確に反映しているものなのかというと、子ども目線からしたら違う可能性が十分あると思います。それは恐らく支援ニーズと直結する問題であって、今、国から出ているような一律でやっている統計そのものを当然の前提として支援ニーズを組み立てても、それは実際の子どもにマッチングしない可能性が十分あると思うんです。そういうような、支援ニーズも当然ですけども、その支援の前の不登校原因の正確な把握というところについても、きちんとやるべきであって、これは理論の問題というよりは、むしろ現実的な把握の方法の問題として、きちんと検討するということが同時に重要なのかなという気がしたので、これは意見として、恐らくご検討済みで含まれるのではないかと考えていますけれども、あえて意見としてお伝えしておきたいなと思います。

あとは、どうしても研究会って抽象的になってしまって、また、それが具体的な政策にどう結びつくのかとかスケジュール感とかが見えにくいので、スケジュール感も含めて、はっきりとさせた上で、不登校って今、現に一人ひとり、進行して行って、今、目の前の1人の子の不登校はもう取り返しがつかない不登校ですので、とにかくできることについては、研究会の設置と並行して、政策としてどんどんやっていくとか検証していくとか、そういったことは、市も教育委員会も併せて、それぞれの課題として取り組まなければいけない喫緊の課題なのかなと思っているので、それは教育委員会の自省も含めてですけども、意見としてお伝えしたいなと思っています。

○河村市長　ご質問があるんですけど、いや、私もほぼ同意見なんですけど、統計が重要というの分らないでもないんですけど、正確に把握するにはどうすればいいんですか。

○松原委員　子どもからどう声を聞くかですね。

○河村市長　直接ヒアリングですか。

○松原委員　それもそうなんですけど、今、要するに、アドボケイトとか言われていま

すけど、子どもから声を聞くとなったときは、誰がどう聞くのかとか、聞く側の問題も含めてすごく大事ですよ。そうなってくると、不登校の問題に限らず、子ども自身の声をどう聞くのかというようなもっと広い問題になってくると思うんです。

○河村市長　　そうですね。

○松原委員　　そこを含めた話として、子どもの声をどう聞くかというような、多分そういう課題に広がっていくんじゃないかなと思っています。

○河村市長　　いじめの問題なんかは特に、例えば、今は、教育委員会ではそれなりに独自に学校のクラスを通して、いろいろ聞いていると思いますし、かなり慎重にやってくれているほうだと思いますけど、そこから上がってこない、こういうのが非常に問題で、大体、全国でいろいろな事件になっているところは、そういうことはありませんというところから、よく記者会見で始まっていて、実際には亡くなっている子どもがいるとかという話なので、同じようにヒアリングなのかどうか分かりませんが、子どもとか保護者の人に聞くというのはすごく難しいことだと思うので、どういふふうにしても穴が出てきってしまうと思うので、それも含めて研究してもらおうということはすごく重要です。

○松原委員　　今、市長がおっしゃっていただいたお話というのは、さっきアドボケイトの話をしましたけれども、恐らく人権基本条例とかも絡んでくる話になってくるんだろうと思っています。

例えば、他自治体の人権条例なんかを見ていると、そこからオンブズパーソン、オンブズマンをつくったりだとか、その中で、または第三者機関をつくったりだとか、そういったところとかがありますよね。または、子どもの声を聞く専門員の配置であるとか、そういう専門員を配置するのであれば、当然その研修だとか、そういった問題。まだどういふ人を置くのか、その資格をどうするのか、もちろん先行してやっている自治体とかもありますから、自治体に合った形を導入するだとか、そういうのが様々考えられると思うんですけれども、恐らく、そういったものとセットで、せつかくこういう総合教育会議的なところをつくった趣旨というのは、そこを部局横断的に検討するというところに多分、意味もあると思いますので、そことセットで、その辺りの議論ができてくると有機的な政策になってくるのかなというような印象は持っています。

○貝ノ瀬教育長　　大変に大事なご指摘、ご質問をいただいたんです。

実は同じ問題意識を持ってまして、これは、テレビのニュースでも取り上げられていましたけれど、いわゆる不登校の子どもの数、原因の確認が、おっしゃるように教員、担任の先生が判断して、そして報告しているわけです。これは、先生が自分の都合のいいようにカウントしているとかということは、断言はできません。率直に言って、先生なりに見てくれていると思います。

ただし、必ずしもそれが正確かどうかは別の話です。去年ですけれども、総合教育相談室のほうで、私の指示で、不登校の子どもたちに、全てにアンケートを取ってほしいということで、直接子どもにアンケートで、どういう気持ちで今いるかとか、そういったことで、可能なことを書いてもらって、それで集約したということで、まず、取り組んでみたんです。

多分これも研究会の中でやってもらうことになると思いますけど、いわゆる無気力とか病気とか、そういうことでグルーピングされていた子どもたちが、必ずしもそうではないかもしれない。だから、そういう先生の認識と、それから子どもの実態と、そこにギャップがあれば、なぜそこにギャップが生じるかという、それは先生がうそついているとか、そういうような発想ではなくて、なぜそういうギャップがあるのかという、認識の仕方ですよね。それ自体も研究のテーマになると思うんですよ。

そういうことも話し合ってもらおうということで、実際に、先生方のご意見も聞きながら、解明をしていきたいというところです。そのために研究会を持っていきたいということです。

それから、そういう集約したものを実際に、途中経過であっても一定程度、確定したようなものについては、これは、実際に関係の方面と協議しながら、具体的に実践していくと。先生方にも報告をして、理解をしてもらって、改善を図ってもらおうところは改善してもらおうというふうにしていきたいと思っています。

ですから、そういう意味では、子どもたちの意見なり思いを直接聞く、どういう方法が一番いいかということについても、これも研究の対象になるかなと思っていますので、そういうことにも挑戦してみたいと思っています。

○河村市長 僕は、これは構造的な問題だと思っているんです。だから、教育委員会を通してアンケートをすとかヒアリングをすというのは、もちろん教育長の立場でそういうことしないということは、言うはずもないし、言っちゃいけないことなんです。だから、それは先生方を信用して、そっちからも意見を聞く。ただ絶対に子どもたちが先生方に向く顔と、違う場所で向く顔は当然違うと思っているし、だから、それは完璧な方法はないんですけど、でも、少なくとも、もう一つの意見を聞くとか、直接、SOSを電話で聞いてあげる方法もあるかもしれないけど、そういう手段をやらない限りは、どっちみち完璧はないんだけど、少しでも完璧に近づくための手法はないだろうなと思っていますよね。

だから、そのところを、やっぱり教育長ともよく相談しながら、それは人権基本条例で一定の方向性は言わなきゃいけないだろう。つまり子どもの権利と言ったときに、子どもが直接意見を言えるとか、子どもが違う、教育委員会ではない、学校ではない違うところに意見が言えるという仕組みをつくっておかないと、どっちみち完璧ではないんだけど、子どものためにならない。子どもの権利ということを、つまり行政側である我々が、どこまで政策として何をやるかだったら、我々が何か考えればいわけだけど、これを必ずやらなきゃいけないということを義務づけると言いますか、我々に対する監視なんです、条

例というのは。

さらに政策として、この方法もいいよね、あれはアイデアがいいねというだけだったら、別に基本計画だけで十分なんですけど、この条例というのはそういう性格を持っていて、我々が必ず、誰が市長であれ教育長であれ、考えていかなきゃいけない、そういう仕組みを絶対、これはやってほしいなということを明確にしていくという話だと思います。少しそれたかもしれない、すいません。

○貝ノ瀬教育長　もう一つ、お答えしていなかったんですが、今現状、第一中学校でA-Roomを運営しています。それから、教育センターの分室にも通えるようになっているんです。ですから、そういう選択肢はあるんですが、しかし、果たしてそこだけでいいのかどうかというのは確かにあるんです。常時30人強は来校してくれているという実績があるんですけど、それでもA-Roomの活用、教育センターの活用で、やはりどういう点が問題かとか、それからメリットもどういう面であるのかという現状についての把握と分析というのは、確かに研究会、スタートの段階で現状の分析が、まず、必要ですよ。

ですから、それはもちろん研究として当然取り組んでもらって、その上で、どう解決を図っていくかという展開になっていくと思いますので、おっしゃるとおりですので、それは十分に研究会の中で対応していけるものだと思いますし、そうしていきたいと思っていますので、少し足りなかったのを補足します。

○石坂企画部長　ありがとうございます。今の子どもをどう聞くのかというようなところで、不登校に関連して、そういった中で、権利をどう守っていくのかみたいな、いろいろな議論があったところでございますが、ほかの委員の皆様から、これに関連して何か、櫻井先生、何かございますでしょうか。

○櫻井委員　私は、ほかのほうの意見でお話をしたいと思いますが、いいですか。

○石坂企画部長　いいですよ。

○櫻井委員　2ページの子育て支援について、お考えをお聞きしたいのがあります。

1点は、保育園の待機児童の問題なんですけども、今年度、4年度の目標値がゼロで、実績はどうかということ、限りなくゼロに近いのであれば、それが保育園の定員の増とか、保育園数の増で解消できているのかという点です。それから、マンションがどんどん今、まだ建設されている中で、これからもまた子どもたちの人数が増える傾向にあると思うんですが、今後の待機児童の問題をどのようにお考えになっているかというのを聞きします。その下の(3)のところ、医療的ケアの必要な幼児の受入れというのはすごく大切で、本当に皆さん困っているところだと思います。

現行では、経管栄養と導尿とインスリンのお子さんたちを受け入れているんですけども、

現在、受入施設である4園の現場のご意見、ここにたん吸引が今度入るといいう形で、その辺りのところ現場の保育園としては、どのように、それを受けられるようなお考えを持っているのか。令和2年度から実施していますけれども、その間にどんな問題点があつて、トラブルだとか問題点があつたのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○齊藤子ども政策部調整担当部長 子ども政策部調整担当部長の齊藤です。

まずは、待機児童につきましては、令和4年度ゼロを達成しました。今年度も申込者数は全体で減少しておりまして、各年齢とも、この間、2次の選考結果を発送したところですが、まだ欠員が出ている園もありますので、引き続き、待機児童ゼロを継続していけたらと思っております。

今後の保育需要につきましても、確かに就学前児童数、減少が見込まれていますが、主にゼロから2歳の低年齢児については、保育需要も、今後も伸び続けるものと推測しておりますので、そういったところを、欠員が出た保育園ところの定員の変更ですとか、そういったところに対応していけたらと考えております。

それから医療的ケアにつきましては、来年度、たんの吸引を追加して拡充を図りますが、現場の声というところでは、今のところ、やり方としては、民間の看護師を派遣して受け入れていますので、そこでの対応が、まずは可能となったことによって拡充が図られたということと、あとは、課題としては、医療的な知識を保育士は持っておりませんので、研修等により知識を広げていって、対応していけたらと考えております。

○石坂企画部長 櫻井委員、いかがでしょうか。

○櫻井委員 7ページで、教育部では医療的ケアを行う支援員をスクールバスの乗車から学校での支援まで同一の業者に委託するというような、方向性があると思うんですけども、現在は、それは違う形で行われていて、それを今後は同一の業者にするという事で、切れ目のない支援を実施したいということなんでしょうか。

○長谷川教育部指導課長 ただいまのご質問は、小・中学校における医療的ケアに関するご質問ですけれども、現在、小学校に通う児童で、スクールバスの中でも医療的ケアが必要な児童がおります。今年度につきましては、スクールバスに乗車する看護師個人を会計年度任用職員として任用するといった体制としていたため、何らかの事情で看護師職員を配置できなかった場合、どうしても支援が途切れてしまうということで、次年度は、その継続性を考えて、スクールバスに乗車をする看護師につきましても業者に委託することで、切れ目のない支援ができるようにということで予算計上しているところです。

○櫻井委員 分かりました。ありがとうございました。

○石坂企画部長 よろしいでしょうか。ほかにご意見やご質問等ございますでしょうか。

どうでしょうか、委員の皆さん。

○松原委員　よろしいでしょうか。

○石坂企画部長　松原委員、お願いします。

○松原委員　7ページのカリキュラム改訂について、お聞きします。ご質問はシンプルなんですけれども、改訂するという事は、多分その動機づけがあると思うので、これ、どんな必要性だとか動機づけ、そういうものが指摘されているのかというところについて教えていただければと思います。

○長谷川教育部指導課長　カリキュラムの改訂でございますが、現在の小・中一貫カリキュラムにつきましても、現行の学習指導要領を踏まえて作成しておりますけれども、今般、中教審の「令和の日本型学校教育」といった答申を受けまして、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進ということが非常に今、注目をされております。

それを踏まえて、具体的には小・中一貫カリキュラムには各教科の内容系統図というものがございますが、それに対して、今、教員が取り組んでおります指導動画というものがございます。これは、子どもたちのつまずきに対してのポイントを絞った指導動画であると同時に、教員自身の授業改善にも結びつく、教員の研修の一環としてもやっている指導動画です。それをきちんと小・中一貫カリキュラムの内容系統図に位置づけるということが1点目です。

それと同時に、1人1台学習用タブレット端末の活用につきましても、具体的にどの場面でどういうふうに活用したらいいのかという活用場面をきちんとカリキュラムに位置づけるということ。さらには、特別活動というのは現在のカリキュラムにございませんので、それも新たに位置づけると、そのようなことを主にしながら、15の部会をつかって、アドバイザーを置きながら、教員を中心に小・中一貫カリキュラムを改訂するという計画でございます。

○松原委員　ありがとうございます。そうすると、今、教えていただいたことでの確認みたいになるんですけれども、例えばタブレット端末の活用場面について位置づけがあるということは、例えばこれまでのタブレット端末活用の実践の中で、これはタブレット端末の活用よりも従来型のほうが教育効果が高いとか、そういったものの蓄積も多分出てきたと思うので、そういったものについてもきちんと、何でもタブレット端末の活用とかでいいというものではないといった形で、きちんと系統化していくみたいなそんなイメージでよろしいでしょうか。

○長谷川教育部指導課長　おっしゃるとおりで、本市におきましては、令和2年度に1人1台タブレット端末を導入するに当たって、教員がいかに利活用できるかということで、

どの自治体よりも早く研究組織を立ち上げて、実際の授業での活用の仕方の研究開発をまとめた実践事例集をつくったりしてきたところでございます。

大部分の教員が、その活用について取り組んでいるところなんですけれども、あくまでもタブレット端末は活用のためのツールですので、どういう場面で効果的に狙いに向けて使ったらいいのかということが重要です。国の方でも示されておりますけれども、デジタル活用だけの一辺倒ということではないと。デジタルを活用したもの、それからデジタルを活用しないもの、さらには体験的な活動、それをバランスよくやるということも位置づけられております。

それから、デジタル教科書の導入等も今後ありますけれども、紙の教科書の方がいい場合というのはもちろんありますので、そういったことも含めて、どういう場面でどういふふうに効果的にやったらいいのかという位置づけを改めて全教科で検討するというところでございます。

○松原委員　ありがとうございます。以上です。

○石坂企画部長　よろしいでしょうか。ほかにご質問等ございますでしょうか。畑谷委員、お願いします。

○畑谷委員　8ページに書かれていることで、安全で開かれた学校の環境整備というところがあるんですけど、ここには載っていないんですけど、今、小学校と中学校全校の体育館に空調設備が入っていますよね。設備の方式は学校によって電気方式であったり、都市ガス方式であったりLPガス方式であったりしていると思うんですけど、私もいろいろな学校を見せていただいて、音が全然気にならない学校と、音がかなり気になって空調を止めたほうがいいのではないかと思うような学校があるんです。電気と都市ガスとLPガスで、現に各学校でどう使われていて、どのような反響が学校から上がっているのか、その辺の実態を教えてください。

○伊藤教育部長　体育館の空調設備は全校の体育館にあるわけですけども、今、畑谷委員がおっしゃったようなエネルギー源の違いによって、スポットバズーカという電気方式の空調設備については、音が大きいんです。

○畑谷委員　電気方式の設備が大きいんですか。

○伊藤教育部長　電気方式が音が大きいです。これについては、エネルギーミックスの考え方から、1つの熱源ではなくて、いろいろな方式で、全部の体育館を電気方式にする、全部をガス方式にするのではない方法でやっているんですけども、また、電気方式の設備のほうが設置の時間も短いということもあつたりとか、そうしたことがあるんですけど、音はどうしても少し大きくなるという現状にはあります。

学校からは、そこでは、例えば静かに、場合によって使い分けもされているようでありまして、致し方ないところもあるんですけど、学校の運用の中で工夫をして実施しているという状況です。

○畑谷委員 変えてほしいとかそういう意見はないんですね。本当に全然気にならない学校もあります。寒い冬でもいろんなものを鑑賞したりとか何かするときには、空調があれば暖かいかもしれないけども、空調の音が大きいので、ちょっと特に音楽関係とかそういうものを聞くときなんかは、あれでは聞こえないのではないかと、空調を止めざるを得ないのかと思う場面もありましたので、その辺、学校教育の中ではどうなのかと思いました。

○貝ノ瀬教育長 学校はそれぞれ工夫して、ずっとつけっ放しとかということじゃなくて、状況に応じて、付けたり、止めたりということで工夫してくれていますので、学校は空調だけじゃなくて、いろいろなことで結構困難なことがあります。私も昔、校長をしていましたけど、それなりに工夫しながら運用していますので、更新の時期にでもなれば、また、そのときには検討するということになるのかと思います。今のところは、上手に運用してもらっているということです。

○畑谷委員 分かりました。

○石坂企画部長 よろしいでしょうか。ほかに、どうでしょうか。ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

ないようでしたら、議題の三鷹市の教育に関する大綱の基本目標と、令和5年度の取組については終了したいと思います。

本日の議題については、以上となりますが、委員の皆様から議題以外に何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

皆様、貴重なご意見どうもありがとうございました。

それでは、最後に市長より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。市長、よろしくお願ひいたします。

○河村市長 本当に活発なご意見、ありがとうございます。

恐らく、今日のこの時間だけでは未消化の方もいらっしゃると思うので、必要であれば、ぜひ簡単なメモみたいなものでも構いませんから、事務局まで宛てていただければ、様々なご意見を反映できるものもあると思いますので、そういう意見交換をさらにしていきたいと思っています。

適宜、状況によりまして、総合教育会議を開きながら、皆様方のご意見をなるべく反映して、現実的なものに、よりよいものにしていきたいと思っていますので、ぜひよろしくお願ひいたします。皆様、たくさん意見があると思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○石坂企画部長　それでは、これで令和4年度第1回三鷹市総合教育会議を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後 5時43分 閉会